

福岡県性暴力対策会議設置要綱

(目的)

第 1 条 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成 31 年福岡県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県と関係機関及び有識者との協議・検討の場として、福岡県性暴力対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 条例に基づく性暴力根絶等に係る教育・啓発施策
- (2) 条例に基づく性暴力被害者支援施策
- (3) 条例に基づく性暴力加害者対策施策
- (4) 条例第 16 条第 2 項に基づく性暴力となる行為に関する考え方、指針等の策定及び公表

(組織)

第 3 条 対策会議は、知事が委嘱した者をもって組織する。

- 2 委員の数は 22 人以内とする。
- 3 対策会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、対策会議の会務を総理し、対策会議を代表する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する対策会議に属する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(運営)

第 5 条 対策会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第 6 条 対策会議に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係機関の職員及び学識経験がある者のうちから、座長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 7 条 対策会議の庶務は、人づくり・県民生活部生活安全課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他対策会議の運営に関し必要な事項は、対策会議の議を経て座長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。